

環境物品交渉の構図と性質

——気候変動問題への貢献をめぐる——

日野道啓

(鹿児島大学)

I. はじめに

本稿の目的は、気候変動問題への貢献という外部からの規範の浸透に対して、環境物品交渉の構図がいかなる変化を遂げ、その結果、交渉の性質がいかなる変化がみられるのかについて検討することである。

ドーハ開発アジェンダ(DDA)の交渉項目の1つである「貿易と環境」のなかで、相対的にもっとも活発な討論が繰り返されているのは、環境物品交渉である。環境物品交渉とは、環境対策に必要な物品、または類似の用途をもつ物品に比べて相対的に環境負荷の低い物品の自由化を目指すものである。DDAから交渉が開始された、環境物品交渉は、Lamy(2008)や第7回閣僚会議においても確認された通り、近年、世界規模で関心の高まっている気候変動問題への貢献を果たせるテーマとして注目されている。

しかし、その一方で、環境物品交渉は、WTO体制の複雑な構造的性質およびその変化をとらえる試金石としても注目されている(日野, 2007)。環境物品交渉では、環境物品の判定基準および自由化方法を決定するにあたって、WTO協定の序文に謳われた「経済的目的」および「非経済的目的」の両立実現はもちろんのこと、伝統的な自由貿易ルールに修正を課す可能性をもつ産品非関連PPM(生産工程方法)をめぐる問題が討議されてきた。WTO体制は、その前身である

GATT体制時より、さまざまな交渉をめぐる加盟国の利害対立と妥協の結果、既存のルールの強化および修正あるいは例外的な役割の混入によって発展してきた¹⁾。環境物品交渉は、WTO体制に新たな変革をもたらす可能性をもつものである。しかし、残念ながら、環境物品交渉は、2006年以降、貿易自由化を最優先にする米国などの「自由貿易派」、環境目的の実施を最優先するEC²⁾などの「環境派」、途上国の特別かつ異なる待遇(S&D)の獲得を最優先にするインド、アルゼンチンなどの「S&D派」³⁾による3つ巴の対立が明確化し、交渉は停滞していた(日野, 2005, 2007)。

ところで、WTO体制の構造的性質の変化とは、世界経済を構成する世界市場と非市場空間の結合の歴史的な変化に他ならない。周知の通り、市場の機能(取引)はそれ自体では安定せず、政府による公共財の提供などの非市場空間との結合を不可避とする。その公共財の提供の仕方は一様ではない。新たな経済問題の発生に対応して、歴史的な時間のなかで多様な選択肢のなかから一意のものが選択され、市場に影響を及ぼす。GATT/WTO体制は、一国では提供しきれない、国際通商秩序の確立と自由貿易の推進のための国際公共財を供給する機能を果たしている。そのWTO体制が、環境問題についての国際公共財の供給の一翼を担うことになれば、各加盟国に対して環境目的への新たな貢献を引き出す役割を担う

ことになろう⁴⁾。

本稿は、次のような構成となっている。第Ⅱ節では、気候変動問題への対応をめぐる、再び動き出した環境物品交渉の進展をとらえる。第Ⅲ節では、第Ⅱ節の検討結果から導出される環境物品交渉の構図とその性質について検討する。そして、第Ⅳ節では、本稿の結論および今後の課題を述べ、むすびとする。

Ⅱ. 環境物品交渉の進展

—気候変動問題への対応—

環境物品交渉は、気候変動問題への貢献という新たな目的を交渉の材料にして、進展している。進展とは、争点の1つが解消されたことを意味する。ただし、残念ながら、すべての争点が解消されたわけではない。以下で詳しくみていく。

1. 「自由貿易派」と「環境派」の合意

交渉の進展を印象付けた出来事は、「自由貿易派」と「環境派」の合意である。その事実、次の2つの提案から読み取れる。第1に、「自由貿易派」である米国と「環境派」であるECが「気候変動に優しい物品およびサービス (climate-friendly goods and services)」リストを、2007年12月に共同提案した。これは、環境物品およびサービスのなかでも、とくに地球温暖化問題に資する、またはその対策に必要な商品を選別したものである。ECの提案に、米国が同意し賛同したことによって共同提案するに至った。米国およびECは、すべての加盟国を対象にして、2013年までにリスト品目の関税ゼロを求めている。

第2に、「環境物品フレンズ」の形成である。環境物品フレンズは、カナダ、EC、日本、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、台湾、スイス、米国の9カ国で構成される。これらの構成国のす

べては、かつて独自に作成した自由化候補のリスト案を提出している。つまり、自由化品目リストの作成を通じて交渉を進めるという「リストアプローチ」を採用している。

環境物品フレンズは注目すべき成果として、リスト案（以下、フレンズリストと表記する）(JOB(07)/54)を作成した。構成国は独自のリスト案を個別に更新すると同時に、構成国との意見交換を通じて、この品目案を作成している。その結果、各国の主張に変化がみられる。その典型例がECである。代表的な変更点は、次の2点である。

第1に、EPP (Environmentally Preferable Product: 環境上望ましい産品) の取扱についてである。ECは、EPPの判断基準を変化させている。EPPとは、代替品よりも製品のライフサイクルの各ステージにおいて環境負荷の低いまたは環境保全に資する産品をさす (UNCTAD, 1995)。本来、EPPとはライフサイクルアプローチにもとづくものであるため、その判断基準は多様である。ECは、判断基準として、もともと、生産のインパクト (the impacts of production) をあげていた (TN/TE/W/47)。つまり、産品非関連PPMの活用之余地を示唆していた⁵⁾。しかし、同じくEPPを取り扱っていた、米国のリスト案 (TN/TE/W/52, TN/MA/W/18/Add.7)・ニュージーランドのリスト案 (TN/TE/W/48)・スイスのリスト案 (TN/TE/W/57) では、その判断基準が「最終用途目的」と「産品の処分性」に限定されていた。これは、産品非関連PPMを採用しない判断基準である。もともと、「自由貿易派」である米国やニュージーランドは、産品非関連PPMの考慮が運用上、自由貿易ルールに支障を与えるとして反対していた。結局、フレンズリストでは、米国やニュージーランドの主張であった「最終用途目的」と「産品の処分性」が採用された。

第2に、農業分野の削減である。各国独自のリスト案には、概して、農業分野が含まれていなかった。しかし、ECのリスト案では、セクターの一項目となっていた⁶⁾。

ECの主張の変化の背景として、次のような要因が考えられる。第1に、京都議定書の第一フェーズを目前に控え、世界規模での地球温暖化問題への取組みの関心が高まるなか、気候変動問題への貢献に対する早期の成果の道筋をつけるためである。そのために、「自由貿易派」が猛反発していた産品非関連PPMをめぐる主張を後退させ、争点の1つを解消した。産品非関連PPMの採用は、その性質上、環境物品の判断基準を超えて、既存の自由貿易ルールの在り方そのものを修正する可能性をもつものであったが、ここに、「環境派」の主張の変容が確認できる。第2に、途上国に対する協調関係の構築である。農業分野は、環境物品交渉ではそもそも取扱えないというのが、米国をはじめとした先進国に共通してみられる主張であった。その理由は、環境物品交渉がNAMA(非農産品市場アクセス)にて行われているためである。しかし、バイオマスなどは、環境保全に資するものであるため、環境目的という観点から判断した場合、農業分野の切り離しは良策といえない。また、途上国は農業を自国の輸出関心産品であるとして、自由化の対象品目に含めべきと繰り返し主張していた。他方、2004年の農業モダリティの枠組み合意以降において存在感を増している、大国の途上国であるブラジルは、DDAの交渉全体を左右する農業分野で攻勢をかけている。したがって、環境物品という一部の農産品の自由化案であったとしても、それが農業交渉全体の方向性に影響を及ぼす可能性があるため、主張を変更したと考えられる。

その他の国々の変更として、「自由貿易派」である米国、ニュージーランドのスタンスの修正を

指摘できる。両国は、もともと、「環境派」が主張していた地球環境目標への同意に反発しており、特定の環境目的のために自由化を行うという立場に否定的であった(日野, 2005)。しかし、上記の2つの事例では、地球環境目標の1つである気候変動問題への貢献という目的を受け入れており、「環境派」への歩み寄りを確認できた。ただし、両国には、ECのような具体的な主張の変更はみられない。もともと環境目的は次善の目的として考慮されていた。WTO体制の既存のルールに修正を課さない程度に、新たな役割を考慮することに同意したものと理解できる。両国のスタンスの修正は、ECと同様に、早期の成果の道筋をつけると同時に途上国に対する協調という点を考慮した結果である。

以上より、実質的に、ECなどの「環境派」が、自由貿易の推進を主目的とする米国などの「自由貿易派」の主張に近づいたといえよう。その結果、日野(2007)が指摘した、「自由貿易派」・「環境派」・「S&D派」の三つ巴の対立のなかで繰り広げられた争点の1つが解消された。

2. 「S&D派」の新たな提案

「S&D派」は、もともと、先進国主導の「リストアプローチ」に反発し⁷⁾、それへの代替的なアプローチとして「計画アプローチ」(プロジェクトアプローチともいう)を提案していた。これは、加盟国に共通のコミットメントを強いるものではなく、国レベルで個別に企図された環境計画の実施期間に例外として免税するというものである。したがって、1つの基準(自由化品目案)をすべての加盟国に適用するものではない。そのねらいは、国内の環境産業の保護・育成と輸入利益の確保である(日野, 2007)。ただし、先進国は「自由化が望めない」などを理由にして、反発していた。

そうしたなかで、ブラジルは交渉を進めるための新たな代替案として、伝統的な自由化方法を提案した（TN/TE/R/21）。それは、「リクエスト・オファー方式」である⁹⁾。周知の通り、この方式は、各加盟国からのリクエストに応じて、自国が関税引き下げ可能な品目を相手国にオファーするものである。この方式では、自由化に際して、環境物品の定義・分類の設定を必要としない。くわえて、伝統的手法であるため、「計画アプローチ」と比べると実施しやすいアプローチである。

「リクエスト・オファー方式」は、その性質上、途上国に次の2つの利点を提供する。第1に、国内産業の保護・育成の手段の提供である。このアプローチでは、上記の通り、1つの自由化品目案がすべての加盟国に適用されない。各国（輸入国）は裁量によって、保護・育成したい分野をオファーしなくてすむ。第2に、国内の環境問題への対策費用を抑えるために必要な環境物品の調達手段の提供である。当然ながら、国内で調達不可能で、かつ一定の需要がある物品はオファー可能である。以上より、「リクエスト・オファー方式」は国内の環境産業の保護・育成と輸入利益の確保ための実践的アプローチであるといえる。インド、アルゼンチンなどを含めて途上国は、この提案に好意的である。

ただし、先進国は、①自由化方法について、2国間ベースまたは複数国間ベースのどちらを採用するかなど論争の余地があり、調整に時間を要すること、②輸出品目の選別によっては、とくに途上国市場の開放が望みにくいこと、③貿易自由化が環境対策および環境保全につながるか疑問であることなどを理由にして、概して否定的である（TN/TE/R/21）。

3. 途上国の利益および配慮をめぐって

途上国の利益および配慮をめぐっては、先進国側

も何ら策を講じていないわけではない。環境物品フレンズは、途上国の自由化期限を、先進国よりも延期させると述べる（JOB(07)/54）。また、その他では、米国がかつて提案した（TN/MA/W/18/Add.5, TN/TE/W/38）「補完リスト（complementary list）」、または補完リストを批判した中国の提案（TN/TE/W/42）である「開発リスト（development list）」の採用を示唆している（TN/TE/W/65, TN/MA/W/70）⁹⁾。ただし、上記の通り、途上国は、環境物品フレンズの案の前提となっている「リストアプローチ」に反発している。したがって、反応は芳しくない。

その他の議論では、途上国が非関税障壁をめぐる問題に言及している¹⁰⁾。非関税障壁の撤廃問題に関連して、環境技術の移転を促進するために、TRIPS（知的財産権の貿易関連の側面に関する協定）に明記されているパテントの保護期間を例外的に削減すべきであるとの主張がある。また、環境サービスの契約、技術移転と環境計画のためのインセンティブを提供するソフトローンおよび援助の必要性を主張するものもある¹¹⁾。これらの提案は、既存のルールに著しい修正を課さず、環境目的のための新たな役割を混入するものである。

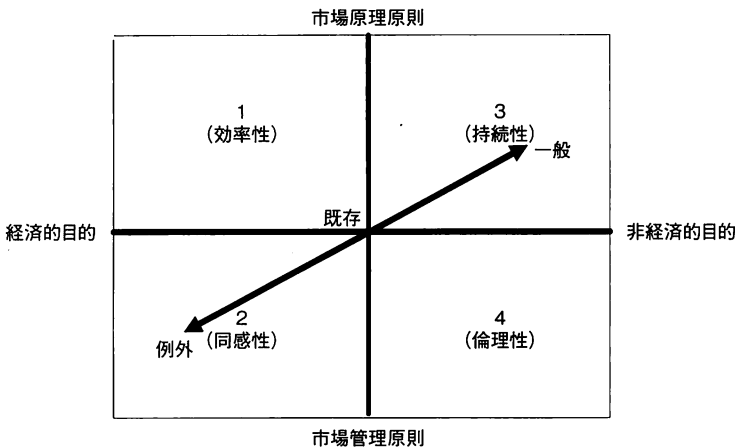
以上の非関税障壁をめぐる議論は貿易との直接的な関連性が薄い。途上国の特別な立場を考慮した措置の必要性を訴えるものであることに違いない。現状では、非関税障壁をめぐる議論は活況でないが、途上国からの合意を導く手段として、活用の余地があろう。

III. 環境物品交渉の構図とその性質

1. ガバナンスボックスの再考

本節では、現状の環境物品交渉の構図とその性質について検討する。その際、交渉の争点の推移を明確化し、かつ現状の交渉の鳥瞰的な把握を容易にする、再考したガバナンスボックスを使用す

図1 再考したガバナンスボックス



注：各ボックスの数字は、ボックスの番号を示している。

出所：日野(2007)を参考に作成。

る。

ガバナンスボックスとは、日野(2007)によって提示されたものである。もともと、「自由・無差別・多角主義」といわれるGATT/WTO体制の基本理念の1つである「自由(貿易)」に関して、相反する規範が混在することになったWTO体制の原理原則の関係を図示したものである。本稿では、ガバナンスボックスを再考し、第3の軸を加えたものを利用する(図1を参照)。

ガバナンスボックスとは、貿易関係の規律と貿易目的という2つの軸によって作られる、4つのボックスからなる。まず、貿易関係の規律に関しては、GATT体制からの伝統的機能である、市場による資源配分を実現するための規律を「市場原理原則」とする。そして、TRIPSなどの貿易自由化に相反する市場による資源配分の規制に関する規律を「市場管理原則」とする。これは、GATTの当初の理念である、「資源の最適配分に信頼を寄せた市場メカニズムを維持するための取り決め」(西田, 2002)を主軸にして、それと対置する規律をとらえようとするものである。また貿易目的に関しては、経済学の伝統的規範基準に

基づいて志向される目的を「経済的目的」とし、経済学の伝統的な規範基準とは異なる規範に基づいて志向される目的を「非経済的目的」とする。これは、WTO協定前文に示された種々の目的を整理するものである。

各ボックスの性質については、次の通りである。ボックス1は、GATT/WTO体制の最も一般的かつ中心的な役割を示すものである。効率性規範にもとづいた経済的目的

を実現するための市場メカニズムの浸透を志向するボックスである。ボックス2は、経済的目的のために貿易自由化を阻害する市場ルール的发展を志向するものである。GATT体制時にはその例外として機能した。アンチダンピングなどのいわゆる貿易救済措置の大部分がこのボックスに位置する。このボックスの規範基準として、「同感性(sympathy)」を指摘できる¹²⁾。具体的には、「中立的な観察者」の「同感」が得られる範囲内で競争を実現するために必要なルールをさす。たとえば、経済学の知見によれば、知的所有権の保護は必要策と考えられている。また、自由貿易の便益よりも費用が高つく場合は、一時的な保護政策が是認される。ボックス3および4は、WTOになって追加されたものである。ボックス3は、環境などの非経済的目的を考慮した市場メカニズムの浸透を目指すものである。規範基準として「持続性」を指摘できる。ボックス4は、「文化」や「労働」などの非経済的目的のために市場ルール的发展を志向するものである。DDAで認められた「医療品アクセス」はこのボックスに位置する。このボックスの規範基準として「倫理性」を

指摘できる。

さて、第3の軸とは、WTO体制の既存のルールへの影響の仕方をとらえるものである。ここでいう既存のルールとは、ボックス1に相当する経済的目的のための市場原理原則をさす。ボックス1は今日のWTO体制においても中心的な役割であり、それが被る影響によって、WTO体制の構造変化を把握する。さて、第3の軸では、まず交渉の内容が既存のルールを強化する機能をもつという地点を

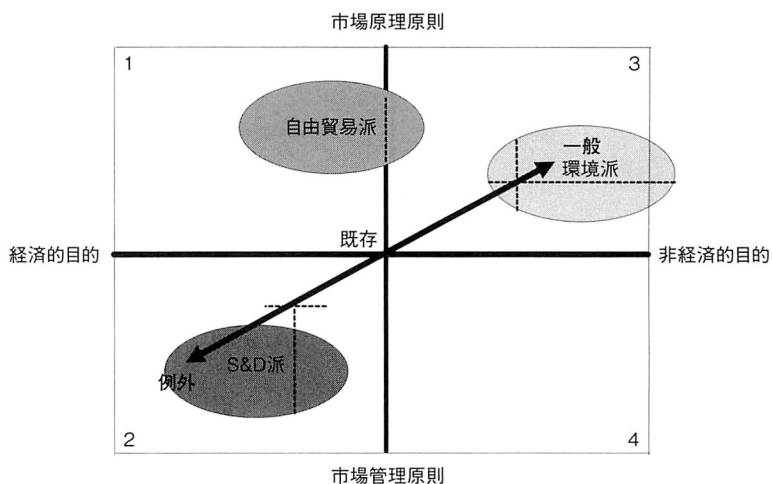
原点にとる。原点からの距離によって、既存のルールに及ぼす異なった影響の程度をとらえる。一方の軸では、既存のルールに修正を課すという一般的なルールの設定をとらえる。もう一方の軸では、既存のルールに影響を及ぼさない、例外的なルールの設定をとらえる。

改めて、ガバナンスボックスの使用意図を明確にしておく。環境物品交渉の争点およびその変化をガバナンスボックス内に位置づけ、交渉から把握できるWTO体制の原理原則の変化を通じて、交渉の構図とその性質の変化をとらえる。ちなみに、GATT体制時では、上記の通り、原理原則は主としてボックス1に、そして例外的にボックス2に位置していた。

2. 交渉の構図とその性質

まず、基点として、3つ巴の対立時の構図から確認する（図2を参照）。「自由貿易派」は自国に比較優位のある財の自由化の実現を主目的として、その副次的効果として環境効果の実現を想定していた¹³⁾。したがって、主としてボックス1に

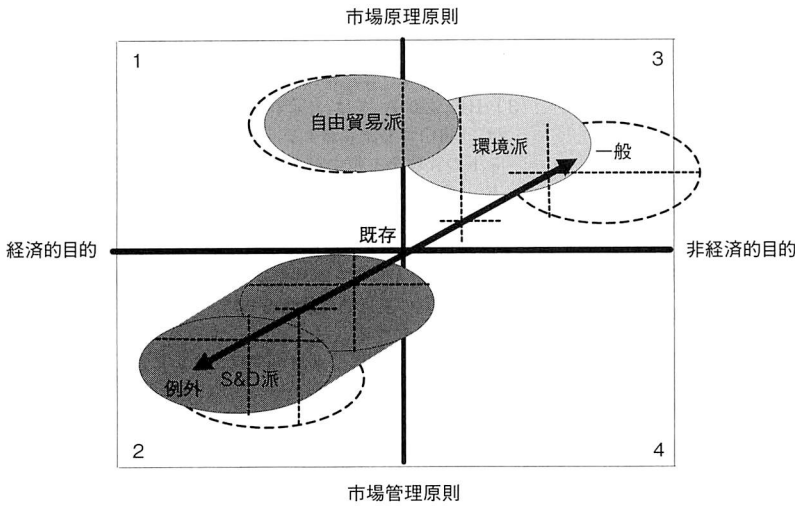
図2 環境物品交渉における3つ巴の対立



出所：日野(2007)を参考に作成

位置し、わずかにボックス3にも触れている。「自由貿易派」は、環境に優しいとされる名札のついた物品を、他の物品と同様に取り扱い、関税の削減・撤廃を目指し、自由貿易の推進という既存のルールの強化を主張するものである。そして、「環境派」は、GATT体制時には例外的事項であった「非経済的目的」の促進のため、必要があれば産品非関連 PPM 基準の採用を主張していた。これは、環境目的を実現するために、既存のルールに修正を課す提案である。ただし、環境戦略に優位性をもつ企業の競争力強化のため、当該国が、国際的な環境規制が設けられる誘因が存在するため (Rugman et al., 2001)、当該国に経済的思惑がまったくないというわけではない。したがって、「環境派」は、主としてボックス3に位置するものの、すべてのボックス内に位置付けられる。最後に、「S&D派」は、「自由貿易派」および「環境派」の双方の論点に反対を示し、S&Dの獲得を主目的としていた。したがって、主としてボックス2に位置し、またボックス4にも触れている。「S&D派」は環境物品の取り扱い

図3 現行の環境物品交渉の構図



注：点線で描かれた楕円は、以前の各派の位置を示している。
出所：筆者作成。

に関してのみ、従来のWTO体制の管轄を超えた役割を付与しようとするものであるため、例外的な役割の混入を主張するものである。

しかし、本稿の分析の結果から、新しい交渉の構図は、図3のように表わせる。この図から、現状の交渉の特徴に関して次の3点を指摘できる。第1に、各派の主張の接近である。つまり、「環境派」および「S&D派」はともに、「持続性」規範や「同感性」規範を依然として主軸とするものの「効率性」規範に相対的に収斂しており、ボックス1に接近している。とくに、「自由貿易派」および「環境派」はともに、市場原理原則を手段とすることで一致しており、主目的は異なるものの争点化はしていない。一方、「S&D派」は、S&Dの獲得に固執しているため、引き続きボックス2に主として位置づけられる。しかし、「リクエスト・オファー方式」の提案によって、市場原理原則の活用を見出しており、その意味では、ボックス1により接近した位置に配置できる。くわえて、TRIPSなどの非関税障壁をめぐる提案から、ボックス4により接近した位置に配置でき

る。最後に、「自由貿易派」は、スタンスを幾分修正していたため、以前よりもボックス3に接近している。しかし、その主張に特段の変更はない。第2に、交渉の構図の回帰である。確かに、各派の主張は接近しているものの、交渉の争点は依然として存在する。それは、争点を解消させた「自由貿易派」および「環境派」と「S&D派」で繰り広げられる、市場

原理と市場管理という2つの原則をめぐる対立である。その様相は、南北対立というGATT体制時の論戦への回帰を想起させる¹⁴⁾。第3に、交渉の性質の変容である。「自由貿易派」と「環境派」の接近は、WTO体制の既存のルールに修正を課すという環境物品交渉の性質をひとまず後退させた。もっとも、外部基準の活用のは是非などの残された争点は山積しているため、今後も紆余曲折が予想される。その一方で、「S&D派」は、「リクエスト・オファー方式」の提案によって、既存のルールの強化を図る一方で、非関税障壁をめぐる提案を企図する提案をしていた。したがって、その主張には、一定の幅が存在する。以上から、環境物品交渉は、既存のルールに修正を課すという性質を減じた。ただし、その一方で、例外的な役割の混入という性質は依然として確認できる。

IV. むすび

本稿は検討の結果、次の2点を明らかにした。

第1に、現状の環境物品交渉の構図が、自由貿易の推進とS&Dの獲得という南北対立の構造を有していることである。第2に、環境物品交渉の性質が変質し、WTO体制の既存のルールに修正を課すという特徴を減じたことである。

気候変動問題への貢献は、環境目的の明確化の一材料を提供し、交渉の争点の1つを解消した。従来の交渉では、特定の環境目的への貢献のために、活発な交渉が行われることはなく、環境目的の中身が漠然としていた。それが環境物品の定義・分類の混乱の一要因でもあった。ただし、環境目的の全体像自体は依然として明確ではない。「気候変動問題の貢献」という目的を含めて、どのように位置づけられるかについて改めて議論が必要である。

環境物品交渉の妥結には、まだ多くの争点が残されている。各加盟国の利害対立と妥協によって進展していく交渉の推移を展望することは容易でない。ただし、各加盟国が期待する環境物品交渉の成果は、各加盟国の経済状態が著しく変化しない限り、容易に変化しないであろう。したがって、主要な加盟国が期待する成果に大きな逸脱が生じない仕方では争点が解消され、交渉が進展していくと予想される。主要な加盟国の利害対立と妥協の仕方については、今後とも注視していく。そして、環境物品交渉の行方は、当然ながらDDA交渉の全体の行方に依存する。DDAの妥結がない限り、環境物品交渉の妥結もない。もっとも、ITA（情報技術協定）の方式¹⁵⁾の適用や複数国間協定にすれば、DDAの妥結とは独立して成果が出せる。ただし、それは容易ではなく（World Bank, 2008）、また現状では十分な議論がなされていない。しかし、今後の動向について注目される。以上の点の検討を、今後の課題とする。

注

- 1) 鳴瀬 (1989) は、このような GATT 体制の状況を「背骨なき GATT」と述べ、GATT 体制の存続理由とした。
- 2) EC とは、EU が WTO 加盟の際に登録した名称である。したがって、EU は、WTO の公式文書では EC と記される。
- 3) 日野 (2007) では、「管理派」と呼んでいた。「管理派」とは、「自由貿易派」および「環境派」とは異なるコミットメントの管理を主張するグループであることを意味する。一方、「自由貿易派」および「環境派」のグループ名は、各派の主目的に由来する。各派の特徴を明確に区分するには、「管理派」のグループ名もそれに統一した方が良く考えられる。したがって、本稿では、「管理派」の本質ではなく、「管理派」の主目的に焦点をあて、「管理派」を「S&D 派」と呼ぶことにする。
- 4) 世界経済と国際公共財の関係について詳しくは、佐々木 (2010) を参照されたい。
- 5) それ以前にも、EC は、PPM をめぐって、「材料と生産のあり方」を評価基準として考慮する議論を受け入れると述べていた (TN/MA/W/1)。
- 6) 農業分野に関しては、ニュージーランドリストの初期リストにも提案されていた。
- 7) 反発の中身についての詳細は、日野 (2007) を参照されたい。
- 8) その他では、「バスケットアプローチ (basket approach)」を提案している。ブラジルによると、品目に関するポジティブリストである。ただし、ブラジル自身は、あくまでセカンドオプションと述べる。
- 9) 「補完リスト」、「開発リスト」の詳細および相違に関しては、日野 (2004) を参照されたい。
- 10) たとえば、キューバ (TN/TE/W/73) およびペルー (TN/TE/R/21) など。
- 11) Jha (2008) によると、「気候変動に関連する物品」に限定されるが、実証分析の結果、それらの輸入に影響を及ぼす要因として、関税よりも技術支援の方が、効果が高いとの結論を得ている。
- 12) ここでいう「同感」とは、「中立的な観測者」のそれであり、各個人が利己的な行動をとっても社会的に秩序を成り立たせるためのモラルをさす (Smith, 1759)。
- 13) 環境物品の代表的なリスト案であり、また主要国が作成したリスト案の基になった OECD リスト、APEC リストのうち HS (国際統一商品分類) 1996 の 6 桁分類で特定可能な 171 の品目に関して、各国の 2006 年現在の比較優位を計算した。その結果、比較優位国は、米国、EC、日本、トリニダード・トバコ、エルサルバドルの 5 カ国のみで、他の国々は比較劣位国であることが判明した。
- 14) なお、留意点であるが、当然ながら途上国は利害を完全に一致させ、一枚岩であるわけではない。ただし、それは、南北対立が熾烈を極めた、1960 年代においても、その例外ではなかった。また、同様のことは、先進国間または途上国間の対立を強調する以上に、環境物品交渉の現構図を把握できる点に求められる。
- 15) ITA とは、情報技術物品への関税撤廃を目指し形成された国際合意である。1996 年にシンガポールで開催された WTO

閣僚会議において合意された。MFN ベースで関税削減が実施されている。ITA の方式とは、同様の手法を用いることによって、ラウンド交渉とは独立して環境物品の関税削減を目指す国際合意をさす。

参考文献

- Jha, V. (2008), "Environmental Priorities and Trade Policy for Environmental Goods: A Reality Check", ICTSD Environmental Goods and Services, Issue Paper NO.7, International Centre for Trade and Sustainable Development, Geneva.
- Lamy, P. (2008), "A Consensual International Accord on Climate Change Is Needed, Presented to the Temporary Committee on Climate Change", The European Parliament, Brussels.
- Smith, A. (1759), *The theory of moral sentiments, with considerable additions and corrections*, Printed for A. Millar, in the Strand, London. (水田洋訳 [2003] 『道徳感情論 (上・下)』岩波文庫) .
- Rugman, A. M. and Verbeke, A. (2001), "Environmental Policy and International Business", in Rugman, A.M. and Brewer, T.L. (eds.) *The Oxford Handbook of International Business*, New York, Oxford University Press.
- UNCTAD (1995), "Environmentally Preferable Products (EPPs) as a Trade Opportunity for Developing Countries", UNCTAD/COM/70, Geneva.
- World Bank (2008), *International Trade and Climate Change: Economic, Legal, and Institutional Perspectives*, Washington, DC, World Bank.
- 佐々木隆生 (2010) 『国際公共財の政治経済学—危機・構造変化・国際協力—』岩波書店.
- 鳴瀬成洋 (1989) 「背骨なき GATT」『商経論叢 (神奈川大学)』25 巻 1 号.
- 西田勝喜 (2002) 『GATT/WTO 体制研究序説』文真堂.
- 日野道啓 (2004) 「EGS の自由化交渉に関する一考察—環境物品を中心に—」『経済論究』120 号.
- 日野道啓 (2005) 「環境物品の自由化交渉の争点の構造と WTO の位置付け」『九州経済学会年報』43 集.
- 日野道啓 (2007) 「WTO 体制の多様化する原理原則と環境物品交渉—「管理派」台頭の意味をめぐって—」『日本貿易学会年報』44 号.

{ 受領日 2010 年 8 月 29 日 }
{ 受理日 2011 年 2 月 25 日 }